

鈴鹿市告示第74号

地方税法（昭和25年法律第226号）第410条第1項の規定に基づく令和8年度に係る固定資産の価格等の決定に伴い、同法第411条第1項の規定により当該固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

鈴鹿市長 末松則子